



Title	報償契約と都市経営の相克 : 経済・社会・法の交錯
Author(s)	山田, 廣則
Citation	大阪大学, 2012, 博士論文
Version Type	
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/59874">https://hdl.handle.net/11094/59874</a>
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉</a> 大阪大学の博士論文について <a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">〈/a〉</a> をご参照ください。

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	山田 廣 則
博士の専攻分野の名称	博士（経済学）
学位記番号	第 25572 号
学位授与年月日	平成24年5月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 経済学研究科経済学専攻
学位論文名	報償契約と都市経営の相克～経済・社会・法の交錯～
論文審査委員	(主査) 教授 阿部 武司 (副査) 教授 澤井 実 教授 廣田 誠

## 論文内容の要旨

大阪の瓦斯事業者・大阪瓦斯は政府から事業の認可を得たが日清戦争後の景気後退で開業資金が集まらず資本金の過半をアメリカの資金を導入して開業準備をしていた。しかし当時の市長・鶴原定吉は、電気、瓦斯、市街電車などの独占事業は本来公共の業務であるべきとの考えから、瓦斯を市営事業としその利益を一般財政にまわすべきと主張したため大阪瓦斯と抗争になった。

当時の法制は地方自治体の営利事業を想定せず到底鶴原の主張を適える道はなかった。そこで鶴原は新聞社の応援を得て世論を味方にしがが会社も妥協せず膠着状態になったので、地元有力者の仲介により会社から市へ利益配分しての報償金の支払いや将来の市営化などを約定し当面私営を前提に報償契約がまとまった。その後、鶴原は初志どおり市街鉄道はすべて市営にし、開業中の大阪電燈とも報償契約が締結された。

報償契約は自由意志に基づく私契約であり、自治体にとって政府の権限を侵害せず地元利益を主張できる手法として全国の瓦斯、電気および一部の鉄道事業者との契約形態として伝播していった。契約を巡る紛争も多発したが、業法や道路法などの整備により自治体の権限の多くが政府権限に移行された後も報償契約はながく活き続けた。それは公共のため都市経営をめざす自治体と私経済に生きる公益企業の相克の歴史でもあった。

その後電気事業では、昭和17年に国家統制により企業再編が行なわれ報償契約は解除されたが、瓦斯業界では戦時体制のなか全国の瓦斯会社が大手の会社を中心に合併され地元自治体との報償契約は新会社に引き継がれた。ただし東京都は、昭和23年、東京瓦斯に報償契約の解除を申し入れ合意解除した。

戦後の瓦斯事業は傾斜生産方式で家庭用瓦斯の販売は副次的なものとされたためながく使用制限は続いたがやっと24時間供給に復帰した。こうして戦後の苦難を乗り切った昭和30年代には高度成長が始まり瓦斯事業も大きく成長した。

昭和30年は、大阪瓦斯の開業後50年を経て市は報償契約により会社を買収する権利が発生する年であった。市も会社も現実には買収は不可能としていたので、報償契約の解除も時間の問題と考えられていたが、市会は買収条項を放棄することには反対として契約改定を阻止したので交渉は頓挫した。

昭和50年半ば以降会社の利益が増大してくると利益配分としての報償金が止め処もなく増加し、

東京・名古屋などの大都市や国道、府県道の道路使用料と較差が増し矛盾がでてきた。これを契機として市はやっと報償契約の解除を決断した。こうして昭和61年3月に80年余り続いた大阪市・大阪瓦斯の報償契約の幕を下ろした。

## 論文審査の結果の要旨

## [論文内容の要旨]

大阪のガス事業者・大阪瓦斯は政府から事業の認可を得たが、日清戦争後の景気後退のため国内では開業資金が集まらず、その過半をアメリカ合衆国から導入して開業の準備を進めていた。しかし、当時の市長・鶴原定吉は、電気・瓦斯・市街電車などの独占事業は本来公共の業務であるべきだとの考えから、ガスを市営事業としてその利益を一般財政にまわすべしと主張したため大阪瓦斯と抗争になった。

当時の法制は地方自治体の営利事業を想定しておらず、鶴原の主張を叶える道はありえなかった。そこで鶴原は新聞社の応援を得て世論を味方に着けたものの、会社側も妥協せず膠着状態になったので、地元有力者の仲介により会社から市へ利益を配分する報償金の支払いや、将来のガス事業の市営化などを約定し、当面私営を前提とする報償契約が明治36年に締結された。その後、鶴原は初志どおり市街鉄道はすべて市営とし、市は、開業中の大阪電燈とも報償契約を締結した。

報償契約は自由意志に基づく私契約であり、自治体にとって政府の権限を侵害せず地元利益を主張できる手法としてガス・電気および一部の鉄道事業者との契約という形態で全国に伝播していった。契約を巡る紛争も多発したが、業法や道路法などの整備により自治体の権限の多くが政府権限に移行されたのちにも報償契約は長らく生命を保った。それは公共のため都市経営をめざす自治体と私経済に生きる公益企業の相克の歴史でもあった。

その後電気事業では、昭和17年に国家統制により企業再編が行なわれ報償契約は解除されたが、瓦斯業界では戦時体制のなかで全国の瓦斯会社が大手の会社を中心に企業統合され、地元自治体との報償契約は新会社に引き継がれた。ただし東京都は、昭和23年に東京瓦斯に報償契約の解除を申し入れ、両者合意の上でそれを解除した。

戦後のガス事業は、傾斜生産方式において家庭用ガスの販売が副次的なものとされたため、使用制限が長らく続いたのちに、24時間供給に復帰した。このような戦後の苦難を乗り切った昭和30年代には高度成長の時代となり、ガス事業も大きく成長した。

昭和30年は、大阪瓦斯の開業後50年を経て、報償契約により会社を買収する権利が大阪市に発生する年であった。市も会社も買収は現実には不可能としていたので、報償契約の解除も時間の問題と考えられていたが、市会は買収条項の放棄に反対し、契約改定を阻止したので交渉が頓挫した。

昭和50年半ば以降、会社の利益が増大してくると利益配分としての報償金が止め処もなく増加し、東京・名古屋などの大都市や国道・府県道の道路使用料との間の較差は増して矛盾が深まった。それを契機として市は報償契約の解除をようやく決断し、昭和61年3月に80年余り続いた大阪市・大阪瓦斯の報償契約の幕は下りた。

## [審査結果の要旨]

本論文は、従来の経済史研究でも触れられてはいたものの、本格的な実証分析が存在しなかった報償契約について、日本におけるその第一号となった大阪瓦斯及び大阪市の事例を両者の内部資料や当時の新聞記事を駆使して詳細に分析したのち、視野を全国に拡大し、さらに第二次大戦後における制度の終焉までの長期間の過程を概観している。本論文によって研究史の重要な空白が解明され、今後の報償契約に関する研究の礎石が構築された。よって本研究は、博士（経済学）の学位に十分値するものと判断される。